

# 共済募集指針

尾西信用金庫

当金庫は、中小企業等協同組合法に基づく共済について、以下の「共済募集指針」により、適正な共済募集に努めてまいります。

- 当金庫は、中小企業等協同組合法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理所として販売責任を負います。
  - 当金庫は、お客さまに引受共済協同組合名をお知らせするとともに、共済契約を引受け、共済金等をお支払いするのは共済協同組合であること、その他引受共済協同組合が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
  - 当金庫は、取扱い共済商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
  - 当金庫が取扱う一部の共済商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や共済金額等に制限が課せられています。
- (1) 共済契約者・被共済者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の共済商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 個人年金共済を除く生命共済商品・傷害共済を除く第三分野の共済商品（医療共済等）については、「上記（1）に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を共済契約者とする共済募集を行う場合、共済契約者一名様あたりの通算の共済金その他の給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。

## 1. 個人年金を除く生命共済商品

共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の合計について1,000万円を限度。

## 2. 傷害共済を除く第三分野の共済商品（医療共済等）

- ① 診断給付金（一時金形式） … 1共済事故につき100万円
- ② 入院給付金 … 日額5千円、特定の疾病に係る共済は日額1万円
- ③ 手術給付金 … 1手術につき20万円、特定の疾病に係る共済は40万円
- ④ 診断等給付金（年金方式） … 月額換算5万円

- 当金庫は、ご契約いただいた共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談内容によりましては、引受共済協同組合所定の連絡窓口へご案内、または共済協同組合と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

共済契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

尾西信用金庫 業務推進部・コンプライアンス統括部

フリーダイヤル：0120-102-305

受付時間：当金庫営業日（平日）の午前9時00分～午後5時30分

以上